○平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて(平成24年9月7日付け24生産第1618号農林水産省生産局農産部穀物課長通知)の一部改正新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正後

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて

記

1 基本的な考え方

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料及び土壌改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、基本的に平成23年産と同様の取扱いとする。また、麦わらを肥料及び土壌改良資材として利用する場合には、飼料用麦わらの調査結果を用いて判断することとする。(略)

別紙1

関係通知一覧

- 1 稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料及び土壌改良資材として利用する場合の取扱いに関する通知 (略)
- 2 米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用 する場合の取扱いに関する通知

別紙2

稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を 肥料及び土壌改良資材として利用する場合の取扱い(概要)

平成24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料や土壌改良資材として利用する場合には、次表の値が肥料及び土壌改良資材の暫定許容値(400 Bq/kg)以下であることを確認した上で利用する。

現行

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて

記

1 基本的な考え方

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壌改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、基本的に平成23年産と同様の取扱いとする。また、麦わらを土壌改良資材として利用する場合には、飼料用麦わらの調査結果を用いて判断することとする。(略)

別紙 1

関係通知一覧

- 1 稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壌改良資材として利用する場合の取扱いに関する通知 (略)
- 2 米ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の取扱いに関する通知

別紙2

稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を 土壌改良資材として利用する場合の取扱い(概要)

平成24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壌改良資材として利用する場合には、次表の値が土壌改良資材の暫定許容値(400 Bq/kg)以下であることを確認した上で利用する。

		対象地均	域					対象地域		
副産物	年産の 年 稲及び 表に由 麦 来する 来	産の 年 及び 稲 に由 麦 まする 来	F産の 番及び由る その	年産以	利用の判断に用いるデータ	副産物	平成24年 成の で 表で ます の	平成25 年のの で表す で表す の	平成26年 成の で表す で表す の	利用の判断に用いるデー タ
稲わら	対県で県田岩県形象 青、県 手、県 山、 瀬で県城福県城栃	お調象者、県島、県木ら査県手宮、農茨、県木稲の対(県島栃県	がでする。 が調象宮、県木 ら査県城福、 ・	飼稲の対(査画荷等目域定除え(23月付子害本定基玄放物査うを県料わ調象 1、制の・の・の方平年4け力対部)づ米射質を区含) 用ら査県検 出限品区設解考」成4日原災策決にきの性検行域む	飼料用稲わらの放射性 でシウ含有量を製品重量 で一スに換算)	稲わら	飼わの象(秋岩山宮福新茨栃群千埼東神山長静料ら調17青田手形城島潟城木馬葉玉京奈梨野岡用 査都乗県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	わらの調 査対象 6 県 (岩手県、 宮城県、		飼料用稲からの放射性 制力の含有質を製品重量 で、水分に換算)

麦わら	夏料等査県(県城福県城栃県馬千県玉作作の対 岩、県島、県木、県 葉、県飼物調象 手宮、島茨、木群、葉埼)	料等査県(県島) 岩 (県島)	等の調 査対象 県 福島	料作物	セシウム濃度 (水分含有量を製品重量	麦わら	夏作調8(宮福茨栃群千埼作物査県 手城島城木馬葉玉飼等対 県県県県県県県駅	夏作物変2 (福島県) (福康県)	夏作物変 作物変 1県 高県)	飼料用麦わらの放射性 セシウム濃度 (水分含有量を製品重量 ベースに換算)
もみが	検象 (県田岩 大県森 大県 大県 大県 大県 大県 大県 大県 大県 大県 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川	<u>検象</u> (県島茨県木 査県宮、県城栃、県城福、城栃、	島県、 栃 木	検査対 象県	① もみがらの放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数3 又は② もみがらの放射性セシウム濃度実測値	もみがら	都県 (青森県	玄査県(福茨栃群以の象 県県県県県同の象 県県県県県同	玄 <u>オ</u> 県で福栃以 の象3 県、 (福栃以下)	① もみがらの放射性セシウム濃度推計値 (玄米の性セシウム濃度×加工係数3) 又は② もみがらの放射性セシウム濃度実測値

	栃県馬千県玉東都奈県梨長県岡木、県葉、県京、川、県野、県木群、葉埼、京神川山、野静)		月付子害本定基玄放物査うを県4け力対部)づ米射質を区含)日原災策決にきの性検行域む				東神山長静以高川県県県の高川県県県のである。				
もら炭	本を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、大を表し、<		象県 <u>(「検</u> 査 計	① もみがらくん炭の 射性セシウム濃度推 値 (玄米の放射性セシム濃度×加工係数10 又は ② もみがらくん炭の放射性セシウム濃度値	計 ウ し に	もくが炭が炭	玄米 <u>の検</u> <u>香対県</u>	玄査県	<u>玄米の検</u> <u>本対象 3</u>	① もみがらりらり自性のかまりのがらりのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのを<	農度推計 シウム濃 (0) 炭の放

長 野 県、静 岡県)	<u>う区</u> を含 県)	<u> </u>			

別紙3

米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合 の取扱い (概要)

米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合 の取扱い(概要)

平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのこ菌床用培地に利用する場合には、次表の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値等を超えないよう管理を行う。

このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関連する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報等を伝達する。 平成25年産米以降の精米に用いた原料玄米に係る情報伝達に際しては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」(平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長(食品産業政策課題検討チーム長)、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」をそれぞれの年産に応じた玄米の検査対象県数に読み替えるものとする。 平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのこ菌床用培地に利用する場合には、次表の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値等を超えないよう管理を行う。

別紙3

このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関連 する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報等を伝達する。

平成25年産米及び26年産米の情報伝達に際しては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」(平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長(食品産業政策課題検討チーム長)、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」をそれぞれ、「5県」及び「3県」に読み替えるものとする。

	対	象地域						対象地均	į	
副産物	年産の 稲及び	年産の 稲及び 麦に由	年産の 稲及にする	年産以 降の稲 及び麦	ー タ	副産物	産の稲及	産の稲及び麦に由	産の稲及び麦に由	
米ぬか	玄米の	玄米の	玄米の	玄米の	① 米ぬかの放射性セシ	米ぬか	玄米の検	玄米の検	玄米の検	① 米ぬかの放射性セシ

	檢象(県田岩県形宮県島新県城栃県馬千県玉東都奈県梨長県岡査都青、県手、県城、県海、県木、県薫、県京、川、県野、県対県森秋、手山、塩福、潟茨、木群、薫埼、京神川山、野静)検象(県島茨県木群県		象県 (下 権	ウム濃度推計値 (精米に用いたム濃 の放射性を数 8) 度×加工係数 8) 又は ② 米ぬかの放射性セシ ウム濃度実測値		<u> </u>	<u> </u>	查对象 3 県	ウム濃度推計値 (精米に用いた玄米の 放射性セシウム濃度 ×加工係数 8) 又は ② 米ぬかの放射性セシ ウム濃度実測値
脱脂ぬか	<u>県、秋</u> 県、 田県、 島リ		玄検象(査画荷等目域定除米査県下計、制の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・	脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値	脱脂ぬか	玄米の検 査対象17 都県	玄米の検 査対象 5 県	玄米の検 査対象3 県	脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値

	新県城栃県馬千県玉東都奈県梨長県岡潟、県木、県葉、県京、川、県野、県			え(23月付子害本定基玄放物査うを県方平年4け力対部)づ米射質を区含)」成4日原災策決にきの性検行域む							
ふ麦めか	田岩県形宮県島新県県手、県城、県潟、	検象(県城福県城栃県馬千県玉東都査都岩、県 、県 、県 葉、県 京対県手宮、 島茨、 群、 葉埼、京	なし	対なし	① ふすま、麦ぬかの放 農射性セシウム濃度 計値 (製の放射性を3) 支妻×加工係数3) 文度 大は、本すま、ウム濃度 をすま、ウム濃度 値	ふ麦 まか	都(秋岩山宮福県森県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	玄査都(宮福茨栃群千埼東麦対県岩城島城木馬葉玉京の象) 県県県県県県県側横り 、、、、、、、、	対象県なし	① ふせとう かまである まま、 まま、 まま、 まま、 まま、 まままでは	

奈川 県、山 梨県、 長野 県、静 岡県)	